# 総合特別区域の進捗に係る事後評価［グリーン・イノベーション分野］

平成28年度

正

準

## たたらの里山再生特区［指定：平成23年12月、認定：平成24年7月］

## Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ）＋ⅱ）の平均値　（3.3＋3.8）／2＝3.6　3.6

### ⅰ）取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

| 番号 | 評価指標 | 進捗度 | 評点 |
|---|---|---|---|
| 1 | 人口の社会動態（転入から転出を減じた人数） | 59% | 2 |
| 2 | まちづくり活動に参画する市民の割合 | 95% | 4 |
| 3 | 市民参加型林地残材搬出量（年間） | 90% | 4 |
| 4 | コミュニティビジネス売上高（30団体平均／年間） | 73% | 3 |

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×0＋4×2＋3×1＋2×1＋1×0）／4＝3.3　3.3

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

### ⅱ）取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　3.8

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

## Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ⅰ）、ⅱ）、ⅲ）の平均値　（4.0＋1.0＋3.8）／3＝2.9　**2.9**

### ⅰ）規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置
（事項）
農地法第3条第2項の農地取得に係る下限面積要件の緩和
（概要）
国との協議の結果、農地取得時の下限面積を10a未満に設定することができる要件が明らかになったこと受け、平成24年11月20日の雲南市農業委員会総会において、空き家つきの農地については、下限面積を1aに引き下げることが決定された。
（規制所管府省（農林水産省）の評価）
特になし

等

専門家による評価の平均値　**4.0**

### ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値　**1.0**

### ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値　**3.8**

## Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））　**3.8**

・H27年度に比べて若干の数値の低下が見られるものの、その目標設定や各事業は適切に実施されている。中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦という、困難であるが重要な課題に着実に取り組んでいて成果につなげていることは評価できる。
・評価指標に人口の社会動態を挙げていることは、地域の目標としては適切と考えられるものの、効果として数値に表れるまでには相当の期間を必要とするように思われる。また、転出傾向が継続している状況から、コミュニティ・ビジネスや道の駅振興を踏まえ、場合により交流人口を加えた評価を考えることもよいのではないか。
・今後は、大学と連携したフィールドワーク・インターンシップや、日本遺産認定を活用した観光交流など、総合特区の様々な事業や中間支援組織などのマネジメント力を繋げて交流のチャンネルを増やすようなしかけが必要かと思われる。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値　**3.8**

## 総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算（3.6＋2.9＋3.8×2）／4＝3.5

**3.5**

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。